

後期高齢者医療制度からの お知らせです

問合せ 保険年金課 ☎ (43) 1111 内線 147、197・FAX (43) 1125

平成22年度

後期高齢者医療保険料の納付について

後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて平成22年4月から翌年3月までの1年間の保険料を計算して、被保険者個人に平成22年度分の納付通知書などを7月中旬に郵送します。

※平成22年度は、均等割額4万3000円・所得割率7.75%に変更になりました。

【保険料の納付】

◆特別徴収(年金天引き)の人
「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。

対象 平成22年4月1日現在、市内在住の75歳以上の人で、年金受給時に、下記の要件に該当する人
・年金が年額18万円以上の人
・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人

※昭和9年12月2日(昭和10年2月1日生)で該当する人は、8月から特別徴収の対象となります。

納期 年金受給月(4・6・8・10・12・翌年2月)の年6回

納付方法 年金から天引き
※特に手続きは必要ありません。

◆普通徴収の人(年金天引き以外)の人

「後期高齢者医療保険料納付通知書」を郵送します。

対象 年金天引きの対象でない人、市外から転入してきた人

納期 7月から平成23年2月までの毎月(計8回)

納付方法 「後期高齢者医療保険料納付通知書」で最寄りの金融機関または市役所で納付

※口座振替もご利用いただけますが、その場合、金融機関で手続きが必要です。

※年度の途中で普通徴収から特別徴収に変更になる人には、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」と「後期高齢者医療保険料納付通知書」の両方を郵送します。

▼現在74歳の方は

75歳の誕生日に後期高齢者医療制度の被保険者となり保険料が発生します。誕生

生月から平成23年3月分までの保険料の普通徴収の納付書を誕生月の翌月に郵送します。

▼納付方法の変更

特別徴収から口座振替(本人以外の親族などの口座か

らも可能)に納付方法を変更できます。お支払いになった保険料額は、確定申告の際に、口座名義人の社会保険料控除額となります。詳しくは、保険年金課までお問い合わせください。

8月から後期高齢者医療被保険者証が 新しくなります

75歳以上の人または、一定の障がいがあり埼玉県後期高齢者広域連合の認定を受けている65歳以上の人の被保険者証の有効期限は7月31日までです。8月1日から新しい被保険者証に変わります。7月中旬に新しい被保険証を簡易書留郵便で郵送します。

▼被保険者証の有効期限

新しい被保険者証の有効期限は平成23年7月31日です。

新しい被保険者証が届きましたら、住所・氏名・生年月日などの内容を必ずご確認ください。

▼期限切れの被保険者証は

保険年金課に返却するか、個人で処分くださるようお願いします。

▼医療機関窓口での自己負担割合の変更

「1割」と「3割」の負担判定を前年の所得状況により行います。新しい被保険証の負担割合が変更になる人がいますので、ご注意ください。
※課税所得が145万円以上の人や同じ世帯の被保険者の課税所得が145万以上のときは3割負担となります。



▲後期高齢者医療被保険証イメージ

(5)

入院時の一部負担金と食事代

所得区分	自己負担限度額	食事療養 標準負担額 (1食あたり)	生活療養 標準負担額 (1食あたり1日あたり)
現役並み 所得者	80,100円(+医療費が 267,000円を超えた場 合はその超えた1% を加算)	260円	1食あたり460円 1日あたり320円
	4回目から44,400円		
一般	44,400円	260円	
低所得者Ⅱ (※1)	24,600円	入院日数が 90日まで 210円	1食あたり210円 1日あたり320円
		入院日数が 91日以上 160円	
低所得者Ⅰ (※2)	15,000円	100円	1食あたり130円 1日あたり320円

注1) 太枠内に減額されるためには申請が必要です。
注2) 食事療養標準負担額は一般病床に入院した場合、生活療養標準負担額は療養病床に入院した場合に適用されます。
(※1) 低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の人
(※2) 低所得Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で世帯全員の各所得が収入0円の人(年金収入の場合は80万円以下の人)

限度額適用・標準負担額減額認定証の
申請手続きを忘れずに!!

毎年8月に更新手続きが必要です

後期高齢者医療制度では、住民税非課税世帯の人が、入院の際「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示すると、医療費、食事代の自己負担額が減額されます。

◆入院中(予定)でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人
保険年金課へご相談ください。

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで

更新が必要な人

7月中に申請書を郵送します。必要事項をご記入のうえ、8月中に保険年金課へ提出してください。

申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑
- ・委任状(本人・同居の家族以外の人が申請するとき必要)
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書(郵送のあった人のみ)

後期高齢者医療保険料の納付相談

後期高齢者医療制度は医療費の一部をみなさんからの保険料で負担しています。
制度の維持のため保険料の納付をお願いします。
なお、つぎのとおり納付相談を行います。

とき 7月25日(日)
午前8時30分～午後5時

ところ 保険年金課



国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで保険料を納めることが困難なときは、申請して承認されると保険料が免除されます。

本人・配偶者・世帯主の前年の所得に応じて全額免除のほか、一部免除(4分の3、2分の1、4分の1)があります。

保険料免除が承認された期間は、年金を受けるために必要な受給資格期間には算入されますが、受取る年

金額は免除の割合により減額になります。

10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができます。ただし、追納する場合は、保険料に加算額が上乗せされる場合があります。

申請は毎年必要ですが、全額免除と納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。

▼退職(失業)者の免除特例制度

雇用保険の受給資格者証や離職票などの公的機関の証明を添付して申請すること、その人の所得審査が不要となります。

ただし、配偶者や世帯主に一定以上の所得がある時は、認められない場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 保険年金課 ☎(43)

1111内線145・FAX
(43) 1125

